

佐倉市議会「第1回 議会報告会・意見交換会」議事録

目 次

1. 開 会	...	p 1
2. 議長あいさつ	...	p 2
3. 議会報告会		
3-1 各委員会報告	...	p 2
3-2 発議案報告	...	p 12
3-3 質疑	...	p 17
4. 意見交換会	...	p 27
5. 閉 会	...	p 42

1. 開 会

司会者（柏木恵子）

みなさま、こんにちは。本日は、佐倉市第1回議会報告会・意見交換会にこのように多くのみなさまにご参加をいただきまして、大変にありがとうございます。本日の日程は、前半が議会報告、質疑、休憩後に後半の意見交換会となっております。前半の進行を担当させていただきます広報公聴委員会副委員長の柏木恵子でございます。後半の進行担当は、当広報公聴委員会の委員長の冨塚委員長となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、28名全議員が参加しており、ネームプレートをつけておりますが、緑のこのような緑のネームプレートが広報公聴委員会の議員となっております。何かございましたら、このメンバーにお声をかけていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。開会に先立ちまして本日の資料の確認をさせていただきます。お手元にこのようなA3の議会報告会資料8月の定例会について2枚綴りになっております。そして、アンケート用紙、それから佐倉市議会の議員定数と構成、それからすいません議案一覧ですね。これがセットになっておりますが、お手元にございますでしょうか。ありがとうございます。また、このアンケート用紙はご記入のうえ終了後に回収箱にお入れいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、今この場で携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをよろしくお願いいたします。なお、館内は禁煙となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日はこの会が実りある会となりますよう進めてまいりたいと思いますので、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

これより佐倉市議会第1回議会報告会を開会いたします。

2. 議長あいさつ

司会者（柏木恵子）

はじめに佐倉市議会議長より、挨拶を申し上げます。森野議長よろしく願いをいたします。

佐倉市議会議長（森野 正）

みなさん、こんにちは。佐倉市議会議長の森野正でございます。本日はお忙しい中、第1回佐倉市議会議会報告会・意見交換会に多くの皆様のご参加をいただきまして、心より感謝を申し上げます。はじめに私のほうから、これまでの概要を若干お話をさせていただきます。

平成21年3月に議会改革特別委員会を設置し、議会基本条例・市議会議員政治倫理条例の策定を開始いたしました。約20ヶ月に及ぶ協議を重ね、昨年12月の議会基本条例並びに政治倫理条例の条例条項の制定をいたしました。この間、一問一答制の導入、また議案に対する議員個々の賛否の公表など新たな取り組みも進めました。本年、選挙後の7月には議会改革推進委員会と広報公聴委員会を立ち上げました。議会改革推進委員会では、条例制定後、継続して議会改革を進めていくための議会を開き、協議を続けております。広報公聴委員会は、この議会報告会・意見交換会の開催に向け、協議を重ね、本日ここに議会基本条例第7条に規定する第1回目の議会報告会・意見交換会の開催をすることができました。何分、はじめてのことでございますので、不慣れな点をご容赦いただきますよう、お願い申し上げます。また、本日は議員個々の報告会とは違い、議会という団体、機関が行いました審議の経過と議決の結果を報告するものでありますことも合わせてご理解いただきますよう、お願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。ご多数のご出席誠にありがとうございます。

3. 議会報告会

3-1 各委員会報告

司会者（柏木恵子）

それでは、議会報告に入らせていただきます。はじめに決算審査特別委員会より中村委員長、よろしく願いいたします。

決算審査特別委員長（中村孝治）

聞こえますでしょうか。はい。ただいまご紹介をいただきました中村孝治でございます。先の定例会におきまして、決算審査特別委員長をつとめさせていただきましたので、私の方からご報告させていただきます。まず、議案第1号は平成22年度一般会計、そして2号から9号まで特別会計8件、そして議案第10号水道事業会計につきまして、9月12日から15日の4日間にわたりまして、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下ご報告申し上げます。

議案第1号平成22年度佐倉市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額、434億6,050万6,701円に対し、歳出決算額は410億7,162万3,499円でございます。また、繰越明許費等の翌年度へ繰越すべき財源は4億2,003万3,000円でございます。歳入歳出の差引残額、23億8,888万6,352円から、平成23年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、19億6,885万3,352円でございます。なお、平成22年度における単年度収支は、約2億1千万円の黒字となりました。

続きまして、歳入歳出の対前年度増減率でございます。歳入決算総額は、対前年度比2.2%の増となりました。歳入全体としては、地方交付税の増加や国民体育大会、国勢調査、緊急雇用創出事業などの実施による補助金等が増加したことが主な理由でございます。市税などの経常的な一般財源は依然として減少いたしております。歳出決算総額は、対前年度比1.7%の増となりました。民生費につきましては、構成比、歳出額ともに大幅に増加しておりますが、総務費、土木費、教育費などは減少しております。採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

議案第2号平成22年度佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額161億1,610万4,817円に対し、歳出決算額は160億2,875万2,614円でございます。歳入歳出の差引残額8,735万2,203円のうち、4,367万円を国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立て、残り4,368万2,203円を平成23年度へ繰り越しております。歳出の主な内容は、保険給付費であります。採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第3号平成22年度佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額628万4,066円に対し、歳出決算額は628万4,000円でございます。歳入歳出の差引残額66円を平成23年度へ繰り越しております。歳出の主な内容は、土地開発基金の利子積立てであります。採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決しました。

議案第4号平成22年度佐倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額24億3,777万8,109円に対し、歳出決算額は22億2,782万4,114円でございます。歳入歳出差引残額から、継続費繰越等、平成23年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、1億8,625万5,995円であります。歳出の主な内容は、市内6か所の中継ポンプ場、35か所の人孔ポンプの維持管理、排水路整備工事、印旛沼流域下水道維持管理費負担金などがございます。採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決しました。

議案第5号平成22年度佐倉市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入・歳出決算額ともに1,041万4,646円であります。老人保健特別会計は、後期高齢者医療制度に移行後も、医療給付費の精算のため特別会計を継続しておりましたが、平成22年度をもって廃止となりました。採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決しました。

議案第6号平成22年度佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額2,178万2,630円に対し、歳出決算額は2,176万6,778円でございます。歳入歳出の差引残額1万5,852円は平成23年度へ繰り越しております。歳出の主な内容は、施設管理費及び市債の償還であります。採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決しました。

議案第7号平成22年度佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入

決算額79億1,233万9,153円に対し、歳出決算額は79億626万8,468円でございます。歳入歳出差引残額607万685円は介護給付費準備基金に全額積立てしております。歳出の主な内容としたしましては、保険給付費であり、要介護認定を受けた方が、在宅サービスや介護保険施設を利用した際の経費や要支援1と要支援2の認定を受けた方が、介護予防サービスを利用した際の経費でございます。採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決しました。

議案第8号平成22年度佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額602万3,047円に対し、歳出決算額は92万2,322円でございます。差引残額のうち、255万1,000円を災害共済基金に積み立て、残り254万9,725円を、平成23年度へ繰り越しております。平成22年度の給付件数は7件でございます。採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決しました。

議案第9号平成22年度佐倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額12億4,673万8,605円に対し、歳出決算額は12億4,389万8,604円でございます。歳入歳出差引残額284万1円は平成23年度へ繰り越しております。歳出の主な内容は、徴収した保険料を千葉県後期高齢者医療広域連合に納入するものであります。採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第10号平成22年度佐倉市水道事業会計決算認定につきましては、水道事業収益決算額35億9,158万9,024円に対し、水道事業費用決算額は30億8,934万1,162円であり、差引純利益5億224万7,862円は、全額を減債積立金へ積み立てをしております。純利益は、前年度と比較し、3.1%の増となりましたが、水道料金収入や加入負担金の増加により、収益全体として、1.7%増加したことが主な要因でございます。採決の結果、全員賛成をもって認定すべきものと決しました。

審査の過程において、改善、是正すべきものはその都度指摘、もしくは要望いたしましたが、特に当委員会の委員から出た主な意見についてご報告させていただきます。まず、決算全般の総括的な意見として「少子高齢化に伴う人口構造の変化や近年の経済不況は、市民税を主な財源とする佐倉市にとっては由々しき事態である。」「財政がひっ迫する一方、行政に対する市民ニーズは多様化しており、より効率のよい行政運営が求められている。」「特に3月11日の災害以降、自然災害と放射能汚染に代表される市民の安心、安全を確保するための事業についても、市民ニーズが高まってきております。その解決のために、既存組織の強化と併せ、全庁横断的な組織の設置等を行い、常に効率的な行政運営を目指し、真に市民に求められるまちづくりを、一層推進していくよう努められたい。」との意見がありました。

歳入に関しては、「佐倉市の歳入を増やすため、産業振興条例に基づく収益事業を積極的に実施するなど、今以上に歳入を増やす努力をすべきである」との意見がありました。歳出に関しては、まず、歳出事業全般に対する意見として、「人件費の削減及び非正規雇用の増加が、市民税減少の大きな要因であることから、市が実施する臨時職員の雇用や委託契約等においては、そこで働く人が安心して生活できるよう、所得の向上を十分留意して実施するよう努められたい。」「前年度の事務執行上の課題を解決するため、

今後、全職員が中長期的な根拠ある明確なビジョンをもって事務を遂行するよう努められたい。」との意見がありました。また、歳出の個別事業に対する意見としまして、ひとつ「佐倉市の職員給料が高いとの声を真摯に受け止め、調整手当を7%から、国基準の5%に下げよう努められたい。」ひとつ「不用になったハッ場ダムの出資を行わないよう努められたい。」ひとつ「ラジコンヘリによる農薬散布については、呼吸困難や精神障害の発生例が報告されていることから、早期にやめるよう勧告し、安全な農業支援に努められたい。」ひとつ「佐倉市の公共施設については、経年劣化や耐震化による改修工事が今後さらに必要となることから、改修計画を明確に定め、適切に実施していくよう努められたい。」ひとつ「予算書、決算書をHPに掲載するよう努められたい。」との意見がありました。

以上が、決算審査特別委員会で審議した議案内容及び審議結果でございます。以上、ご報告を終わります。

司会者（柏木恵子）

続きまして、総務常任委員会より桐生常任委員長よりしくお願いします。

総務常任委員長（桐生政広）

はい。ご苦労さまです。総務常任委員長の桐生政広でございます。総務常任委員会の8月定例会におきまして、議案、そしてその審議の内容、主なるご意見、そしてその結果につきまして7分以内ということでございまして、それにもとづいてご報告を申し上げます。

総務常任委員会では、企画政策部、総務部、税務部、市民部、契約検査室、会計室、選挙管理委員会、監査委員、議会事務局の所管する事項と他の委員会の所管に関しない事項についての議案、請願、陳情等の審査及び事務に関する調査を行っております。8月定例会では、去る9月5日及び9月27日に関係部課長の出席を求め委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

議案第11号平成23年度佐倉市一般会計補正予算、議案第12号平成23年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算、議案第15号佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、陳情第6号佐倉市の附属機関等の委員の選任方法の改善を求める陳情でございます。

また、9月27日には、議案第26号佐倉市一般会計補正予算を審査いたしました。

はじめに、9月5日に審査いたしました議案4件と陳情1件について申し上げます。議案第11号平成23年度佐倉市一般会計補正予算について申し上げます。当委員会では、歳入全般と、当委員会の所管する歳出を審査し、歳入歳出それぞれ8億505万1,000円でございます。歳入の主なものについて申し上げます。普通交付税の交付決定による地方交付税の増、臼井小学校体育館改築事業に係る国庫支出金と県支出金、市債の増額のほか、東日本大震災に関連した県支出金の増、前年度繰越金などの増などでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。増額補正する主なものは、財政調整基金への積み立て、平成22年度以前に交付された国・県支出金の清算に伴う「子ども手当市町村事務取扱交付金」など10種類の補助金等の返還金、県の緊急雇用創出事業補助金を活用した

「公会計資産台帳作成業務支援事業」や対象世帯数増加に伴う「被災者住宅再建支援金事業」でございます。この他に、契約期間が5年間のデジタル複合機及びデジタル印刷機の機器賃借料の入札を行った結果の執行残額の減額補正もでございます。

なお、審査の過程におきまして、提出された各種意見について申し上げます。ひとつ「財政調整基金積立については、基金残高が大きい。市民のために使う方法を検討していただきたい。」という意見に対し、「財政調整基金の適正額の確保は市民のために必要である。」という意見も提出されました。2. 文書管理費の入札執行後の残額の減額補正につきましては、「落札金額が非常に低いので、履行の確保の不安や低賃金へつながるおそれがある。」等の意見に対して、「落札率の低さは、発注を集約したことによる受注側の企業努力の結果であるという点は評価できる。」という意見も提出されました。採決の結果、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つづきまして、議案第12号平成23年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ、233万2,000円を増額するものであります。これは、特定健康診査及び保健指導事業につきまして、国から特別調整交付金が交付される見込みとなったために、未受診者に対する受診勧奨に係る経費と健康相談や訪問保健指導に係る経費を補正するものでございます。審査の過程におきまして、「特定健康診査については、健診率を向上させるためのいろいろな対策を検討していただきたい。」「後期高齢者医療制度そのものについて反対の立場のため、この制度と関連する特定健診制度の事案であるので反対とする。」という意見が提出されました。採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。平成23年6月30日に交付された地方税法の改正に伴う条例の改正でございます。正当な理由がなく申告書を期限内に提出しなかった納税義務者に科す、あやまち料、過料の上限を引き上げるなどでございます。審査の過程におきまして、提出された各種意見としては、「長期滞納への対応は、いろいろと努力されている。また、地方税法の改正に沿った条例改正であるので賛成」「基準等が明確化されていないので、言葉の定義等をしっかりとした上で対応していただくことを前提として賛成」などでありました。採決の結果、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてであります。議案第15号と同様に、平成23年6月30日に公布された地方税法の改正によるものであり、地方税法から条例に引用している条項の整備を行おうとするものであります。採決の結果、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号佐倉市の附属機関等の委員の選任方法の改善を求める陳情につきましては、佐倉市の附属機関等（「審議会等」）の委員の選任方法について、多くの市民が積極的に参画できる機会を確保するよう佐倉市議会が、佐倉市長に助言することを求める陳情であります。審査の過程において、提出された各種意見としては、賛成の立場として、1. 広く市民の参加について配慮することは必要である。2. 助言を求められているので、助言すべきと考える。などの意見がございました。多くの市民の参画を図るという趣旨に反対

するものではないという前提で、採択することに反対の立場の意見については、1. 委員は適材適所に配置されていると認識しており、本陳情で述べられている偏りはないと認識している。2. 市の附属機関の委員選任についての権限は、議会の権限が及ぶものではないこと、市長は、審議会等の答申に縛られるものではないという点を考慮すると、現状のままで、問題はないと考える。3. 『助言することを求める』という表現ではあるが、内容は具体的な要綱の改正までもとめているため、議会での議決は拘束力を伴うという点を鑑みると、『助言』の範囲を超えてしまうおそれがある。」などの意見が提出されました。採決の結果、賛成少数をもって、不採択とすべきものと決しました。

この他といたしまして、9月27日に審査した議案第26号 佐倉市一般会計補正予算について申し上げます。佐倉市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7千417万6,000円を増額しようとするものであり、これによりまして、補正後の一般会計予算総額は、議案第11号の補正予算と合せて、434億5,906万1,000円となります。当委員会で審査いたしました歳入につきましては、県支出金の「安心子ども基金事業費補助金」と、放射性物質対策に係る経費の財源とするための財政調整基金繰入金であります。採決の結果、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件について、審査の概要及び提出された各種意見と結果について申し上げます。ありがとうございました。

司会者（柏木恵子）

続きまして、文教福祉常任委員会より清宮委員長、よろしく願いいたします。

文教福祉常任委員長（清宮 誠）

文教福祉常任委員長の清宮でございます。

私の後ろにメンバーがおりますので、ちょっとみなさん前へですね。隣の副委員長の席が空いているから不自然と思われるかもしれませんが、ようするに司会をやっている柏木議員が副委員長なので、いま副委員長を紹介しましたので、うちのメンバー紹介します。それで、みなさんこの委員会名簿に載っていると思いますので、それですね。ひとつ仕事の関係で一番後ろに橋岡議員がおりますけど、次に伊藤議員、萩原議員、上ノ山議員、それから松原議員、以上です。ありがとうございました。

では、報告に入ります。文教福祉常任委員会は、佐倉市の福祉部、健康子ども部、教育委員会が所管する事項の審議をおこなっており、平成23年8月定例会の当委員会で審査した議案について、報告させていただきます。

当委員会に付託されました案件は、別紙のとおり、市長から提案された議案、第11号、第14号、第17号、第18号、第26号の5件と、市民から提出された陳情、第2号、第3号、第4号の3件、あわせて計8件で、2日間にわたり、教育長をはじめ、関係部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第11号は、平成23年度佐倉市一般会計補正予算で、当委員会に付託されたのは、民生費と教育費についてでございます。民生費は、6,115万3,000円の増額補正を行おうとす

るものです。歳出の主な内容は、ひとり親家庭等の自立支援費、県外被災者対策事業費などによる増額でございます。教育費は、371万9,000円の減額補正を行おうとするものでございます。歳出の主な内容は、学校用務員業務委託料の事業費確定に伴う減額、さらに中央公民館における緊急雇用創出事業の増額、などでございます。採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号平成23年度佐倉市介護保険特別会計補正予算で、5,064万6,000円の増額補正を行おうとするものでございます。歳出の主な内容は、介護保険法等の改正に伴うシステムの開発委託料などにかかるものです。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号は、佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。平成23年12月から和田公民館に併設した和田学童保育所を設置するものです。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号は、佐倉市社会体育指導委員設置条例の一部を改正する条例制定についてで、スポーツ振興法を全面改正したスポーツ基本法が制定されたことに伴い、「社会体育指導委員」の名称を、同法に基づく「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号は、平成23年度佐倉市一般会計補正予算で、当委員会に付託されたのは、民生費と教育費についてでございます。民生費は、2,453万6,000円の増額補正をおこなうものでございます。歳出の内容は、子ども手当のシステム改修経費、及び保育園、児童センター、学童保育所の、放射性物質の除染対策にかかる経費による増額でございます。教育費は、3,670万4,000円の増額補正をおこなうものでございます。歳出の内容は、幼稚園及び小中学校の放射性物質の除染対策にかかる経費による増額でございます。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、陳情第2号は、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情書でございます。採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

陳情第3号は、県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情書でございます。採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

陳情第4号は、公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情書でございます。採決の結果、不採択とすべきものと決しました。以上でございますが、付帯意見といたしまして、保育園、児童センター、小・中学校、幼稚園等で放射性物質の除染対策に関して、激論が集中いたしました。今後、各施設の校庭や園庭などで、除染のための表土の掘り起こしなどがおこなわれることから、「工事中における、児童・生徒の安全を最優先に考えて、対応していただきたい。」さらに、「仮置き場などの安全性にも、十分に配慮したうえで、速やかに対処していただきたい。」などの要望が出されました。

また、ファミリーサポートセンター事業や、学校用務員に関する業務委託に関しては、

業務委託料に占める人件費の割合が大きいことから、「実際に雇用されている人々の待遇や条件について、市として、詳細に把握しておくことが必要ではないか。」などの意見も出されました。このため、これらの要望や意見については、定例会最終日の委員長報告で、申し上げさせていただきました。以上でございます。ありがとうございました。

司会者（柏木恵子）

続きまして、経済環境常任委員会より望月委員長、よろしくお願いいいたします。

経済環境常任委員長（望月清義）

経済環境常任委員長の望月清義でございます。経済環境常任委員会は、経済環境部および農業委員会が所管しております議案について、審査しております。以下、審査結果および審査状況についてご説明いたします。

8月定例会では、2件の市長提出議案および1件の請願について、関係部課長の出席を求め、9月7日と9月28日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査した議案は、議案第11号「平成23年度佐倉市一般会計補正予算」のうち、経済環境部所管のもの、及び会期中に追加提出された議案第26号「平成23年度佐倉市一般会計補正予算」のうち、同じく経済環境部所管のもの、それに請願第4号「子どもの安全な遊び場を求める請願」でございます。

議案第11号の「平成23年度佐倉市一般会計補正予算」につきましては、歳出について2,168万6,000円を増額補正するものであります。歳出の内容は、農業関係の主なものにつきましては、福島第一原発の事故に伴い、国や県が検査を行わない農産物について、市独自で放射性物質の検査を行うもの、耕作放棄地を借り受けて、優良農地へと復元し農作物を栽培した農家へその全額を県の負担のもと、補助を行うもの、佐倉草ぶえの丘の園内駐車場のトイレを改修するもの、および用排水路の一部補修工事と、あぜ道の一部補修工事につき、その工事費用の一部を負担しようとするものでございます。次に、商業関係につきましては、「佐倉の秋祭り」の象徴とも言うべき佐倉新町おはやし館の山車人形を街かどから常に見ることができるよう、展示用のケースを設置するもの、および印旛沼湖畔にある野鳥の森の散策路等の整備を行おうとするものです。なお、いずれの事業も100%補助を受けて実施するため、市の負担はございません。採決の結果、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、議案第11号につきましては、「事業執行に際しては、観光振興および魅力ある商店街づくりの一助となるように十分配慮しながら事業を進められたい。」との意見が出されましたので、委員長報告として、議会最終日に本会議場でご報告させていただきました。

議案第26号の「平成23年度佐倉市一般会計補正予算」につきましては、歳出について1,293万6,000円を増額補正するものであります。歳出の内容は、公害防止対策といたしまして、食品放射能測定システム2台とそれに必要な空調設備の工事請負費用、それに「サーベイメータ」1台ほか「ポケット線量計」4台を購入しようとするものであります。採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、議案第26

号につきましては、審査の中で「現在、社会問題となっている放射能汚染問題に関連して、放射能測定体制を充実させる内容が盛り込まれていることから賛成。」とする意見が出されました。

請願第4号は、「子どもの安全な遊び場を求める請願」であります。本請願の要旨は、今回の原発事故により、市内の多くの小学校や保育園の園庭、砂場で高い放射線量を記録したことから、市内全体の公園、園庭、校庭の地表付近の放射線量の測定を行い、数値の高い箇所は表土の除去や砂の入れ替え等の対策を行うとともに、市民団体等が私有地で行っている遊び場活動への支援を行うよう求める意見書を、佐倉市に提出していただきたいというものでございます。採決の結果、賛成少数で、不採択とすべきものと決しました。なお、この請願につきましては、「被ばくを極力さけるため、佐倉市独自の対応で、請願に賛成するとの意見が出される一方、国から汚染土壌の処分方針が示されないこと、また、私有地への対応が求められていることなどを踏まえて、反対。」との意見がでましたので、委員長報告として、議会最終日に本会議場でご報告させていただきました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の概要と結果について申し上げ、経済環境常任委員会の報告を終わります。

司会者（柏木恵子）

続きまして、建設常任委員会より岡村委員長、よろしくお願いいいたします。

建設常任委員長（岡村芳樹）

建設常任委員長の岡村芳樹でございます。建設常任委員会において審査した議案につきまして、その審査状況などを含め報告をさせていただきます。

建設常任委員会は、土木部、都市部、志津霊園対策室、水道部の3部1室が所管しております議案について、審議をしております。

8月定例会では、8件の市長提出議案について、関係部課長の出席を求め、9月8日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。審査した議案は、議案第11号、「平成23年度佐倉市一般会計補正予算」のうち、土木部及び志津霊園対策室所管のもの、議案第13号、「平成23年度佐倉市下水道事業特別会計補正予算」、議案第19号から議案第21号、佐倉市道路線の認定、変更、について、議案第23号及び24号、訴えの提起でございます。

議案第11号の「平成23年度佐倉市一般会計補正予算」につきましては、歳出について9,285万5,000円を減額補正するものであります。歳出の内容につきましては、平成22年度下水道事業特別会計の決算額確定による、下水道事業特別会計の黒字額のうち、1億325万5,000円を一般会計繰出金から減額補正するものと志津霊園の墓地使用者への移転交渉で、今年度内に新たに8名の契約締結を見込めることから、墓地移転の補償費として1,040万円の増額補正をするものです。採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、こちらの議案につきましては、勝田台・長熊線基金からの歳入充当に関して不明確な点が見受けられたことから、「会計処理上の問題をクリアにして事業執行に努められたい。」との意見がでましたので、委員長報告として、議会最終日に本会

議場でご報告させていただきました。

議案第 13 号の「平成 23 年度佐倉市下水道事業特別会計補正予算」につきましては、歳入歳出それぞれ 5,300 万円を増額補正いたそうとするものであります。歳入の内容といたしましては、前年度の決算額の確定による前年度繰越金の増及びそれに伴う、一般会計繰入金の減でございます。歳出の内容といたしましては、下水道事業法適化移行に伴い、職員を増員したことにより、職員人件費を 4,700 万円増額補正するものと、東日本大震災により千成地区の下水道管を緊急に改修工事する必要があるため、補修工事費を 600 万円増額補正するものです。採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 19 号は、開発行為に伴い整備された小竹地先の歩道一路線を市道として認定しようとするものです。議案第 20 号は、同じく開発行為に伴い整備されたユーカリが丘 1 丁目地先の既存道路 2 路線の終点を変更しようとするものです。議案第 21 号は、井野東土地区画整理事業の完了に伴い隣接する道路の境界が確定したことから、井野地先の 2 路線を佐倉市道に認定しようとするものです。議案第 22 号は、開発行為より整備された中志津 7 丁目地先の 1 路線を佐倉市道として認定しようとするものです。採決の結果、いずれの議案も、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 23 号及び 24 号は、岩名運動公園内の園路及びテニスコートなどの公園用地のうち、2 筆の土地について、佐倉市の所有権移転登記がなされていないことが判明したことから、民法第 162 条に規定する取得時効により、所有権の移転登記を求めるものです。採決の結果、いずれの議案も、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、こちらの議案につきましては、訴訟費用を、前の 6 月議会で可決された予算より執行するとの説明に対し、その時の説明が不十分であったと思われることから、「今後は、委員会に対し、しっかりと説明責任を果たすよう努められたい。」との意見が出されましたので、委員長報告として、議会最終日に本会議場でご報告させていただきました。また、それ以外の意見として、訴訟の相手方に対し、訴状を出す前に事前通知でお知らせをするなどの配慮が必要であるという意見もありました。

以上が、建設常任委員会で審議した議案内容及び審議結果でございます。

司会者（柏木恵子）

続きまして、議会運営委員会より押尾委員長、よろしく願いいたします。

議会運営委員長（押尾豊幸）

議会運営委員長の押尾でございます。

8 月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は陳情第 5 号議会報告会及び意見交換会の運営に関する陳情書の 1 件であり、その内容は、開催回数など具体的な運営方法を示し、議会報告会等が市民との情報共有、多様な市民意見を把握するための会となるよう配慮を求めたものでございます。当委員会は 9 月 7 日に会議を開き、当該陳情に関する審査を行いました。なお、審査当日は委員会の休憩時間に協議会を開催し、陳情者の

説明、さらには陳情者に対する質疑を行いました。審査の結果、当該陳情が求める議会報告会の運営方法につきましては現在、広報公聴委員会において協議中の案件であることから、その推移を見守るべきとの意見が出され、採決の結果、継続審査となりました。以上、報告をいたします。なお、広報公聴委員会に付託して審議すればいいんじゃないかとお考えの方、いらっしゃるかと思えますけれども広報公聴委員会は、議長の諮問機関でございまして議案の付託ができないということになっておりますので、当議会運営委員会で一旦受けるといって処理しております。以上です。

3-2 発議案報告

司会者（柏木恵子）

ここからは、議員発議案の報告をしていただきます。議員発議案とは議会で議決されるものには、市長提出の議案と一般市民・団体などから寄せられる請願・陳情ともうひとつ発議案というものがあります。これは、議員自らによって提出される議案のことです。はじめに、発議案第1号に関しまして、冨塚忠雄議員お願いいたします。

発議案提案者（冨塚忠雄）

発議案第1号について説明を申し上げます。放射能による環境汚染と放射性廃棄物の対策についての意見書について、その概要と結果をお知らせいたします。提出者は上ノ山博夫議員、伊藤壽子議員、村田穰史議員、萩原陽子議員そして、私、冨塚忠雄でございます。その概要ですけれども第1点は、1キログラム100ベクレル以上のものは放射性廃棄物として厳重な取り扱いをすること。2つ目1キログラム8,000ベクレルを超えるものの移動、保管は被爆線量限度である年間1ミリシーベルトを超えるものであり、特に厳重な取り扱いをすること。3つ目は、放射性廃棄物の焼却と埋め立てについては施設の能力性能のデータを検証し、公開と参加のもとになされるであろうこと。4つ目は、埋立処分については継続的な監視管理体制を国が責任を持って行うべきであること。5つ目は自治体の財政支援をすること。以上の内容で国に提出を求めようとして提出しましたけれども、賛成少数で否決されました。

司会者（柏木恵子）

引き続き発議案第2号に関しまして、萩原陽子議員。

発議案提案者（萩原陽子）

発議案第2号原子力・エネルギー政策の転換を求める意見書について説明します。えー、提案者、私、萩原陽子と上ノ山博夫議員、伊藤壽子議員、村田穰史議員、冨塚忠雄議員です。一日も早く政府がエネルギー政策の転換を決断するよう意見を上げることが重要だと考えます。今日の毎日新聞は東京電力福島第一発電所所長のインタビューが載っていました。「何度も死ぬと思った。今も作業をするには危険な状況だ。」と話しております。作業

員の生命と引き換えの原子力発電を続けることは許されません。事故を契機に原発の実態が明らかになり、もう安全だとは言えなくなりました。福島事故を見て世界各国は、エネルギー政策を転換しています。危険の伴う原子力発電から安全な自然エネルギー政策へそれぞれが地域にあったエネルギーを活用し、ドイツや北欧は風力中心、イタリアやスペインは太陽光を活用して原発の中止を決め、39%の電力を原発に依存していたスイスも原発を中止、フランスは原発依存度が高いのですが、ほとんど地震のない国で日本とは全く条件が違います。スペイン、アイスランドでは地熱発電が盛んですが設備を作ったのは富士電機・三菱重工・東芝などの日本企業です。日本には太陽熱・太陽光・風力・地熱・小水力など再生可能なエネルギー資源が十分にあり、これらを使う技術もあります。国内でもエネルギーの自給自足を目指し、実践している自治体があつてもあります。高額な資源を輸入し続ける必要もなく、自給できる安全なエネルギー政策へ転換することを決断することが日本の将来に希望も与えるし、国民全体の幸福につながるものと考え提案しましたが残念ながら賛成少数で否決されることとなりました。

司会者（柏木恵子）

次に発議案第3号につきまして上ノ山博夫議員。よろしくお願ひします。

発議案提案者（上ノ山博夫）

上ノ山博夫でございます。発議案第3号に関しまして、ご説明いたします。原子力発電所の原子炉の建設を行わないことを求める意見書として提出いたしました。提出者は、私、上ノ山博夫、伊藤壽子議員、村田穰史議員、冨塚忠雄議員、萩原陽子議員、そして和田恵子議員でございます。意見書の内容としまして読まさせていただきますけど本年3月11日に発生した東日本大震災において東京電力福島第一発電所が大きな被害を受け、水素爆発なども起こし、多量の放射能が放出され、福島県民の被害のみならず佐倉市民も大きな不安の中にある。このことは日本国内に限らない大きな問題となっている。また、原子炉から排出される使用済み核燃料の貯蔵量が多くなり、その貯蔵に困る状態になっている。この使用済み核燃料、放射性廃棄物ですけれども、これは1万年程度以上の期間、我々、人間が管理しなければならず、我々の管理能力を超えていると考えざるをえない。さらに原子力の発電コストは用水発電あるいは廃棄物管理の経費を入れると火力や水力発電コストと比較して割高となっている。えー、原料であるウランの埋蔵量についても十分といえない状態である。原子力発電所の原子炉は、その寿命が30年から40年程度で設計されている。寿命が来た原子炉は廃炉にしなければならないが、この廃炉には多大なコストがかかり、長期の管理も必要ということで原子力発電所の原子炉の建設を行わないことを意見書として提出がありました。賛成少数でこれは否決というかたちになっております。以上でございます。

司会者（柏木恵子）

次に発議案第、ちょっと待ってください。発議案第4号、5号、6号に関しまして大野

博美議員お願いをいたします。

発議案提案者（大野博美議員）

はい、大野博美でございます。3本まとめて報告いたします。まず発議案第4号拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書です。提出者は五十嵐智美議員、上ノ山博夫議員、伊藤壽子議員、村田穰史議員、冨塚忠雄議員、萩原陽子議員でございます。趣旨説明をいたします。この意見書は昨年、福岡県で開かれた環境自治体会議で採択され、全国に賛同を求めて発信されたもので、今回、佐倉市議会にも送られてまいりました。すでに64の自治体で採択されています。拡大生産者責任とは、これまで行政が負担していた使用済み製品の処理、回収、廃棄やリサイクルの費用です。にかかるその費用を製品の生産者に負担させるものです。そうすることで企業はリサイクルし易い製品や廃棄処理の簡単な製品の開発に努力するようになります。また、自治体財政を圧迫するゴミ処理費用を軽減させることにもつながります。使い捨てを防ぐデポジット制とともにゴミの発生抑制に大きな効果が期待できます。これまでの大量リサイクル対策は、出口対策であり、根本的な解決手法ではありません。真の解決法はゴミの発生抑制という入口対策です。そのために本意見書を市議会に提出いたしましたが、賛成少数で否決されました。

2番目は、再生可能エネルギー特措法の実効性を確保することを求める意見書です。提出者は五十嵐智美議員、上ノ山博夫議員、村田穰史議員、伊藤壽子議員、冨塚忠雄議員、萩原陽子議員でございます。この法律は正式名は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法という長い名前です。福島原発事故のあと原発に依存したエネルギー政策を見直そうということで8月26日成立いたしました。太陽光・風力・バイオマス・地熱そして3万キロワット未満の水力による電気を一定期間、固定価格で買い取るよう電力会社に義務づける制度です。施行は来年7月、そして事業計画が立てやすくなって新規参入が増え、現在2.9%にすぎない再生エネルギーの導入促進につながると期待されます。しかし、さまざまな問題点を積み残したままスタートしており、以下の事柄が緊急の課題です。1点目、再生エネルギーの導入目標が何ら明記されておらず、掛け声倒れで終わるおそれもあります。2番、賦課金条件の設定です。買い取り費用が電気料金に転嫁されるため消費者の負担増を招く一方で転嫁額を1キロワット、パーアワー当たり0.5円以内におさめるという事実上の上限が設定される予定です。これでは電力会社は買い取り価格を安くするか買い取る量を抑えるしかなく、再生エネルギー導入にブレーキをかけることになりかねません。3点目、電力会社に自然エネルギーの電気の受け入れ拒否を認める例外規定があるため、これが濫用されれば法律そのものが骨抜きになる可能性があります。例外規定とは電力会社の利益を不当に害する場合や電力の安定供給に支障が生ずる場合などは買取りや電力系統への接続を拒否できるとするものです。現実には北陸電力がこれを楯にして風力発電の買取拒否を8月に表明していましたが批判を浴びて撤回しました。このような例外規定の濫用を防ぐ必要があります。企業の事情を優先ではなく、真に再生可能エネルギーを推進するための制度整備を強く求めて提出いたしました。

3点目、発送電分離と送電の国有化を求める意見書です。提出者は五十嵐智美議員、伊

藤壽子議員、富塚忠雄議員、萩原陽子議員です。

日本では国内を10の地域に分け、それぞれ1社の巨大な電力会社が電力供給を独占する体制が続いてきました。東電など広大なエリアをまかなうため、原発など巨大な電源を必要としてきました。また発電と送電は両方とも東電など1社が独占管理しています。これらのことが日本において太陽光や風力などの再生可能な自然エネルギーの大幅な導入を妨げる原因になってきました。日本では90年代に電力の自由化が始まったことでPPS、これは新規の事業者のことでありますが新規の事業者が発電事業に参画できるようになりました。しかし、東電など大手の電力会社が送電を全て握っているため、高い送電使用料を、あ、送電線使用料を払わなければなりません。どれほど風力や太陽光で発電した電力を安く消費者に届けようと思っても最初から不利な状況なのです。このため日本の電力市場では自然エネルギーに関する新規事業者は伸び悩んでいます。そこで、送電線を国有化して国が管理するようになれば公共施設として誰もが利用でき、新規発電事業者の参入も容易になると思われます。従来10の大手電力会社による地域独占で安定した電力を供給する体制は戦後の日本の高度成長を支えてきました。え、しかし、今は今後の日本のエネルギーのあり方を考え、原発に頼らずにすむように自然エネルギーを飛躍的に成長させるために新たな段階をめざすべき時です。発送電の分離はその最初の一步と考え、この意見書を提出いたしました。さきほどの第5号と第6号ともに賛成少数で否決されました。以上で報告を終わります。

司会者（柏木恵子）

次に発議案第7号第8号に関しまして小須田稔議員、よろしく願いいたします。

発議案提案者（小須田稔）

小須田稔でございます。私からは、発議案第7号第8号の2件をご報告させていただきます。発議案第7号電力多消費型経済からの転換を求める意見書、提出議員中村孝治議員、岡村芳樹議員、村田穰史議員、そして私、小須田稔でございます。内容をご紹介します。東京電力福島第一原発の事故を受けて、エネルギー供給が長期的に制約されると見込まれるなか、企業あるいは各家庭での節電努力だけでは場当たりの社会全体としては限界があります。これまでの当面の対応から脱却し、電力を使うことが当たり前となった電力多消費型経済社会から省エネ、節電対策が日常的安定的に実施できる社会に転換する必要があります。政府においては電力多消費型経済から転換を図るため、以下3点早急に決定、実施するよう強く求めます。ひとつ、家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため節電エコポイント仮称を創設し、省エネ家電への買い替え、LED照明の普及を促進する。住宅エコポイントは改修工事の対象範囲などを拡充したうえで再実施する。ひとつ事業所等における太陽光発電設備はLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制財政金融面での支援措置を講じる。ひとつ企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図り、以上、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣あてに意見書を提出します。採決の結果、賛成多数で可決となりました。

発議案第 8 号学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書、提出議員上ノ山博夫議員、中村孝治議員、岡村芳樹議員、村田穰史議員、冨塚忠雄議員、そして私、小須田稔でございます。このたびの東日本大震災で学校施設は地域住民の避難場所として生活の拠り所となってきましたが、他方、食料や毛布等備蓄物資の不足など学校施設の防災機能について様々な課題が浮かび上がってきました。文部科学省は今年 7 月、あつ、今後の学校施設の整備にあたっては教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であると提言されています。しかし、災害は待ってくれません。学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充に関する 3 点について、速やかに実施するよう強く要望します。ひとつ新增改築時のみ整備できるとされている貯水槽、自家発電設備等を単独事業化するなど学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。ひとつ制度創設にあわせ地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。ひとつ学校施設の防災機能向上とともに再生可能エネルギーの積極的導入を図るため太陽光発電のみでなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。以上、内閣総理大臣、文部科学大臣、外務大臣、総務大臣、国土交通大臣宛意見書を提出します。採決の結果、全員賛成で可決となりました。ありがとうございました。

司会者（柏木恵子）

最後に発議案第 9 号に関しまして議会運営委員会押尾委員長、お願いいたします。

発議案提案者（押尾豊幸）

発議案の第 9 号につきまして、「佐倉市議会会議規則の一部を改正する規則」について、報告させていただきます。

佐倉市議会会議規則とは、地方自治法第 120 条に基づき定めているもので、会議の運営に関する一般的な手続き及び内部規律等を定めた規則のことであり、この度、そのうちの、2 点について改正しようということで、提案したものでございます。流れについて、ちょっと説明させていただきますとこの案に関しては議長が改正要旨を定義、まとめまして会派代表者会議に諮ります。それで会派代表者会議において承認されたものを正式に議長から議会運営委員会に協議を依頼します。それで議会運営委員会です承されたものに関しては当該委員会で具体的な改正案を作成しまして最終日に発議案として提出するというような流れになっております。それで、今回の 2 点のまず 1 点目はですね。第 126 条の請願文書表の作成及び配布に関する改正でございます。

当該条項は、提出されました請願に関しまして、議長が「請願文書表」を作成する旨、規定したものでございまして、当該文書表の記載事項の一部、「請願の要旨」を削除しようとするものでございます。「請願の要旨」は、請願書全体を対象に要約したものでございますが、審査は請願の原本によるべきところであることから、削除しようとするものでございます。説明最後お分かりにならないかもしれませんが、みなさんの方から請願を出されたときに事務局で一旦、受付をしましてですね、その原文を読みながら事務局で要

約したものを表紙につけまして、請願1号2号というような番号をふりまして、その後ろにその原文を付けて議会の方に、議員というか、のほうに提出するようになっておりますので、その要約を、削除しよう、原文で審議をしようということでございます。

2点目は、第152条「協議又は調整を行うための場」に関する改正でございます。当該条項は、地方自治法第100条第12項に定める「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」の設置を規定したものでございまして、「協議等の場」の一つにですね、「議会報編集委員会」というのがありまして、これを削除しようとするものでございます。当該委員会が所管しておりました「市議会広報紙の編集」が、本年7月に設置されました「広報公聴委員会」に移管されましたことから、これを削除しようというものでございます。

採決の結果、全員賛成により可決されたところでございます。以上でございます。

司会者（柏木恵子）

長時間のご静聴、誠にありがとうございました。さきほど議長が公務のため中座をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上で報告は終了いたしました。

3-3 質疑

司会者（柏木恵子）

これより、これまでのご報告に関しまして、ご質問を頂きますがなるべく多くの方のご質問を頂きたいと思っておりますので、おひとり一問という事でお願いを致します。また、ご質問される方は、はじめにお住まいの地域とお名前をお話頂きますよう宜しくお願い致します。それではご質問はございますでしょうか。

どうぞ。

質問者（A氏）

ちょっと座らせて質問させてください。よろしいですか。私は、地区のAと申します。それですね、司会者から一点の質問をしてくれというご要望でございますので、一点に絞ってね、やらせて頂きます。それですね、22年度の歳入これは、434億一般会計で、そして市民の税金、これがそのバジェットに占める例証というかな、比率は55.5%なんですよ。という事は、予算の半分以上は市民税だと、これが占めている。で、私は言いたい事は、これから非正規雇用、生活保護、この前の政府の発表で200万。これ突破致しました。そういう事で、これからどんどん、どんどん世の中は経済においても、財政においてもひっ迫してまいります。そういう意味でですね、この、私はこの際、あの佐倉で10.6%、近々の案ですよ、こういう意味で何を言いたい、税金の滞納です。税金、TAXのエリアー滞納ですね。これをやっぱり解消しなきゃいかん、まじめに払っている人もいる。ところが学校で子供手当をもらっていないながら、給食費も払わない、払える一定の能

力がありながら、そんな状態だ。これは許さない。という事でね、佐倉市役所の外部から税金のシニアというかなあ専門家を呼んで、非常にこの年々、年々縮小していると思うんですね、あの2, 3年前55億ありました。今おそらく40億前後のボーダーラインにいるだろう。いう事を私は、わかりませんよ、市議員じゃございませんから、そういう意味で、本当にこれからの税、執行においてはですね、何が大事か、選択と集中ですよ、財源の有効活用、それから産業振興、その財政基盤、ファイナンシャルファンダメンタルですね。財政基盤この強化というのが大事なんですから、そういう意味でね、税金ね、これをひとつね、一刻も早く市民に納得してるような方法で、時系列的にどんどん、どんどん減っていくんだというような、状況シチュエーションをですね、是非出せるように、市議員の皆さんに心からの協力、支援ご支援、是非お願いしたいなあーと、いう事が私の質問です。以上です。

司会者（柏木恵子）

さて、この質問にお答えできますでしょうか...決算委員長宜しくお願い致します。

決算審査特別委員長（中村孝治）

地区のAさんから提言を税、収入に対して頂きましたけれども、今、蕨市長はですね、国からですね、税務署OBの方、国税の経験者の方を、税務部長として迎え、滞納をなるべく整理をして、税収を上げようということで、ただ市長いわく、来てすぐにですね、その数字として表れるものではなく、もう少し長期的に見守って頂きたいと、勿論、私ども議会も、税収をアップする為のいろいろな指摘は致しております。

質問者（A氏）

ただ市長は、そういった観点から、軟着陸をしようとしているんですけども、やっぱりね、まじめに払っている人がバカを見ないように、ひとつ市民の目線に立ってやって頂きたい。これだけです。別に批判じゃありません。

決算審査特別委員長（中村孝治）

はい、よくわかりました。

司会者（柏木恵子）

ありがとうございました。貴重な御意見としてお伺い致しました。ありがとうございました。では次に。

質問者（B氏）

住所はですね、のBといいます。はじめにですね、三つ問題、お話ししようと思ったんですけど、ひとつという事ですので、道路問題についてお聞き致します。道路問題についてはですね。先程の建設常任委員会ですね、説明されておる訳ですけど、私あの佐

倉で生まれているという事で御存じのように、新町の関係です。あの道路はですね。500メートル程あるんですけど、佐倉新町江戸まさり、ということわざがございまして、残念ながらですね、膏藥を貼ったような状態の道路です。それで私も車運転しますけれどもですね、がたがたしてですね、先生方もですね自動車を乗って新町をね、あの運行してると思うんですけど、はなはだ酷いです。

司会者（柏木恵子）

申し訳ありません。今あの議会の報告に関しての質問をお願い致します。後で意見交換会がありますので、意見のほうは、後ほど宜しくお願いしたいと思います。

質問者（B氏）

じゃあそれで、私は以上終わります。

司会者（柏木恵子）

ありがとうございます。

質問者（C氏）

佐倉市のCと申します。総務常任委員会を代表して、ご報告頂いた桐生議員の報告の中の陳情第6号。いわゆる、審議会の委員の設置方法の改善を求める陳情についてのご報告について、ご質問致します。私はちなみにこの陳情の代表者をつとめさせていただきました。あのここで、不採択になった結果をうんぬんというような事は、全くそういう意図はございません。むしろその過程で、今ご報告いただいた議論の中にこの私たち市民が請願、一つの問題点に関わる事、ひいては、議会と行政との関係についても関わる事が非常に重大な問題だと思っておりますので、ご質疑致します。その議論の過程で、これはあの審議会の委員の選任は、議会の権限にも及ばないところだから、なんていうお話と、もう一つは、適材適所で委員は選ばれていると認識をしている、という御意見がございました。まず、権限が及ばないと、おっしゃっているんですけども、これは、後日、総務常任委員会の方にもお送りしましたが、平成18年から22年までの本会議の会議録を検索しましたところ、6名の議員、4つの会派に分かれた6名の議員の方が、この審議会の委員の選任のあり方について、疑問点を出していらっしゃいます。均一的だとは言いませんけれども、その方々のおっしゃっている事は、例えば女性の委員の比率が低い。それから、一人で7つ8つという委員会を受け持っているけれども、もっと公平な、機会の公平を期す必要はないか、改善の余地が改めてないか、という質問、それから、事務局が出した案が、全部通ってしまうと。これは、市民目線が反映されていないんじゃないか、という、厳しい指摘もあります。これらはすべて改善の余地ありという事で、権限があるなしではなくて、現に同僚の議員の方々が、本会議でこういう質問されてるという事実をこれをどのようにお考えになるのか。権限のない事を議員の方々がやってらっしゃるとい事で済ませられるのか。それからちなみに、もしそういう事で行政の行う事について、議会は権限はないからとい

う事で、そういう審議のされ方をすると、結論はともあれですね、今回出ました、8月議会に出ました陳情、第2、第3、第4これ全て、議会の内部事項じゃないんですよ。佐倉市の行政に関わる陳情です。もっといえば、みなさん先程ご紹介された議員提案議案の発議第1から第8号まで、これ全部行政に関わる事でしかも、権限が及ばないっていうのは、はるかに及ばない。国に関する意見についても、提案されてるわけですね。こういう事と、私たちの出した陳情との整合性を、総務常任委員会は、どうお考えになっているのかっていう事が、まずは一点お尋ねしたい。それから先ほど市議会で改善の余地あるとおっしゃった...現状では、問題があり、という認識を、4つの会派の8人の議員の方も、そういう認識を持ってらっしゃるんですよ。適材適所っていうのは不正確でして、私どもが、この方が、この市民の方が、こちらのこの委員に入った事を良くないとか、いいとか、個々の事を言っているんじゃないで、多くな市民が、多様な意見が市政に反映したいという熱意を真剣に受け止めて欲しいという趣旨の陳情なんですね。このような事について、結論ではなくて、受け止め方のスタンスが、あまり非常に疑問に感じるんです。論理的にこれは成り立っているのかどうかについて、疑問を感じましたので、お尋ねいたします。

総務常任委員長（桐生政弘）

Cさんの只今のご質問にお答えをさせていただきます。委員会で審議された以上の事を、私個人として、過去の事も含めて、言うてはいけないという今日の申し合わせになっておりますが、お許しを頂いて、そのすれすれの線でお答えをさせていただきます。よろしいでしょうか。Cさんからは大変な調査をされた事につきまして、えー、資料として頂いております。これは大変、感謝を致しますが、ただ、議会で議員が発言をするときには、例えば教育委員とか、あの議会で承認を求める案件があるわけですね。そういう事については、勿論その審議の場で発言を致します。また、その際に、はたしてこの議会に仮に、議会の承認を求めなくてもいい審議会の委員と、とかそういった事につきまして、発言をするにつきましてもそれはその関連で、発言をしていると、こういうふうにご理解をいただければと、思います。

〔「わからない」と呼ぶ者あり〕

総務常任委員長（桐生政弘）

また、Cさんのこの調査をされた、この件につきまして、今後それぞれの議員が、それぞれの立場で、議論をする場合も、事もあるかと思えます。そういう事で今日は、8月定例会において審議をされた、その内容のみでございますので、それ以上の事は申し上げる事はできません。また、その審議の内容につきましては、審議のときにはCさんも確か、傍聴にお見えになって頂いて、そしてまた御意見も審議の過程で、Cさんの御意見を伺って、審議に反映したというか、あのCさんは反映していないと言っておられるかもしれませんが、とにかく、Cさんのお考えをお聞きしたと、こういう事でございますので、その点で、ご了承願います。

〔「まじめに答えるよ。まじめにやれよ。」と呼ぶ者あり〕

〔「今の件もっと進めてみてよ。何の答えにもなってないんだから。」と呼ぶ者あり〕

質問者（D氏）

今の件に関して...

〔何事か呼ぶ者あり〕

司会者（柏木恵子）

じゃあどうぞ、宜しくお願いします。

質問者（D氏）

すいません。勝手に話させるなっていう言葉があったんですけど、私、今、議長の方から指されましたので、どちらがおっしゃったんでしょうか。

司会者（柏木恵子）

どうぞ。

質問者（D氏）

そうですね。 から参りました、Dと申します。今のCさんの件に関連してます。私の場合は内容ではなく、この陳情第5号、6号、議会報告会及び意見交換会の運営に関する陳情書、佐倉市の附属機関等の委員の選任方法の改善を求める陳情、これ二つに私、署名しております、議会の傍聴にも、Cさんのは行かれなかったんですが、議会報告会の方には陳情、陳情の際に傍聴に参りました。その際に、内容とは関係なく、議員の方々が市民の陳情をどのようにとらえているか、それに対して疑問を持ちましたので、ご質問いたします。一つ一つというかまず、佐倉市の議会のホームページに、陳情書の様式が載っております。その様式に基づいて、陳情代表者、一つはCさん、もう一つはEさんが陳情の代表者をしておりました。その際の陳情者が先に名前がきております。その後佐倉市議会議長の名前がきておりました。その件に関して、ある議員から、どうして市民の陳情者の名前が議長の名前の上にきているんだと、けしからんと、これはどういうつもりだ、他意があるんじゃないかっていう意見がありました。で、この件に関し、休憩中に私は自分の携帯のホームページで確認しまして、市の議会事務局の、申請書が、間違っというか、そのようになっていたので、素直に私たち市民は、順番を陳情者その後森野議長と致しました。それを議会事務局の方に申し入れを致したら、その後、何の、非常に強い口調で代表者に対して失礼だと、いう意見がありましたので私は、とてもショックを受けました。陳情書の内容よりも名前の上(うえした)、上下(じょうげ)、そして市民は何を考えているんだ、というこの考え方、おかしいと思ったんですね、それで今、また自分の携帯でホームページでチェックを致しました。今もまだ議会事務局のホームページで

は陳情者の名前が上にきて、その後に森野議長の名前がきております。もしも、どなたかが陳情した場合に、また同じように名前の順序でまず、恫喝されて脅かされるのか、この点をどうお考えなのか、どうぞご説明をお願い致します。

司会者（柏木恵子）

どなたか...お答えられますでしょうか。

〔「当事者の方、いらっしゃるんですか。」と呼ぶ者あり〕

司会者（柏木恵子）

議運の委員長。

議会運営委員長（押尾豊幸）

ちょっと大変申し訳ありません。その様式に関しては、確認を致しますけれども、一部の議員が、陳情者の方にうんぬんって話は、ちょっと私も聞いておりませんでしたので、ちょっと大変申し訳ない。

〔「いたでしょう...いましたよ...いたじゃないですか。」と呼ぶ者あり〕

議会運営委員長（押尾豊幸）

いや、その、職員が、私が言った記憶はないんですけれども、もしそういう事がある場合、事務局の方とは確認をしてですね、お答をするように致します。ちょっとこの場では申し訳ありませんが、あの即答してとはしておりませんので、申し訳ありません。

〔「議会の方から確実に後から返事をして下さいね、文書で。」と呼ぶ者あり〕

司会者（柏木恵子）

すいません。議会の質問という事で色々いろいろあるかも知れませんが、一特定の議員の事ではなくて、議会全体としての...事で...

質問者（D氏）

議会全体の考え方を聞いているんです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

〔「静かにして下さい。」と呼ぶ者あり〕

司会者（柏木恵子）

議会全体の答えと言いましても、本当に議員全員で共通にっていうものでありませんの

で、ご理解いただきたいと思います。はい他に、お願い致します。どうぞ。

質問者（F氏）

のFといいます。あの、市の提出した、あの、決算資料の課題がですね、抽象的かつ何年も一字一句変わっていない事をですね、決算委員会と本議会で村田議員が指摘しています。これはですねあの私の独断があるのかもしれませんが、市の行政が改善の努力をしていないという事を、表面的な事だけを取り繕った市政の体質の現実があると思います。それで市の行政をチェック監視する唯一の機関である議会が、市長、市行政に対して、おもねる発言をしたり、追従することなく、しっかり市政をですね、議員一人一人の方がですね、監視する責任がこれは、市民から委託されている事だと思います。それを市民は議員に対して一番期待していることだと思います。この件はですね市政と議会とその基本に関わる事で、残念な事に委員長報告では、触れられておりません。そして、議会また議員の方がですね、今あの、佐倉市、市の状況をどのように認識しているのか、また、市側に対してですね、なんらかの改善の申し入れをしたのか、この2点をですね、決算委員長の方から、ちょっとお答えをできればと思います。

決算審査特別委員長（中村孝治）

地区からご出席のFさんです。決算委員会ではですね、それぞれ、会計全体の賛成、反対の判断をする委員会でありまして、最後にですね、私の方から何点かそれぞれ、申し上げました中に、今ご指摘の村田議員の指摘の内容が載っていないという事をおっしゃっているように私聞きましたが、それでいいでしょうか。

質問者（F氏）

そうですね、付け加えていうと昨年もですね、委員会で萩原議員も同じような事を指摘しているんですね。

決算審査特別委員長（中村孝治）

只今のご指摘あのわかるんですが、一応ですね、決算委員会のそれぞれのそういった各議員から出ました内容については、今日ご報告した内容がですね、正副委員長に、一応まかせて頂きたいという中で、今日発表させていただいたといいますかですね、従いまして、その村田議員の指摘した内容っていうのが、私よく覚えてないんですが、そのご指摘の内容の意味がですね、本当に申し訳ないんですが、ちょっと私わかりません。以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（中村孝治）

ですから今、申し添えたとおりですね、特別委員会での各10件それに対する賛成、反対についての審議は致しますけれども、今日この場でですね、そういったあの、どうい

意味なのかわかりませんが、その指摘に対しては、今回報告にないという事は、おそらく、その辺のところがおそらく録音しておりましたから、その内容からも載せる必要がない、という事で載っていないんだと思います。ご報告にですね、それまでしか、報告のしようがありません。

司会者（柏木恵子）

それでは他にお願い致します。

質問者（G氏）

に住んでいるGといいます。今日のこの報告会、意見交換会なんだかわかりませんが、多少報告があった中では、まあ、決まった内容が報告されまして、それらは陳情とか議員発議なんかでは、まあ、小会派の人たちが提案したやつは、すべて否決されておりまして、否決した理由というのはねえ、報告がありません。聞いている内容とても私たちとしては、大事な事がね、提案されておりまして、陳情の2号、3号、4号についてもそれ非常に身近な問題であるし、それから議員発議も、ずっと聞いてますとね、これは賛成してやっぱり、国に対して意見をね、してしかるべきじゃないかと思うんですが、これ議案このこれを読みますと、大会派の皆さんは、ほとんどこれは賛成してない。こういう事なんで、これについてはやっぱりね、賛成反対の理由っていうかね、これをやっぱり報告して頂かないと、これだって判断に困ります。そういう意味でせっかくこういう機会がね、討論会ですから、一部、一面だけのね、話を聞いてもね、困るんです。ですから、そういう意味では賛成反対これこれ理由があったという事を、説明して頂きたいと思えます。

〔「質問と意見、ごちゃごちゃになつとるやんか。」と呼ぶ者あり〕

司会者（柏木恵子）

討論をしたものに関しては、お答えができるんじゃないかと思いますが...どなたか、討論があって、お答えできると思いますでしょうか。

答弁者（村田穰史）

みんなの党の村田穰史でございます。ちょっと全部ご説明してますと時間ありませんので、例えばですね、議員提出議案に関しまして私共は、6号発送電分離の事、発送電分離の送電の国有化を求める意見書だけ、反対をしております。この理由はですね、発送電分離に、分離に関しては、私どもは、みんなの党は賛成をしておりますが、送電の国有化という事に関しましては、その送電部分を一時的に、その公のセクターで、管理担当するという事は可能性はあると考えておりますが、それが国なのか県なのか市なのかと、いう事に関してはまだ結論が私ども、出ておりません。従いまして反対をさせていただいたという事でございます。以上でございます。

司会者（柏木恵子）

文教福祉委員長、お願い致します。

文教福祉常任委員長（清宮 誠）

貴重な御意見をどうも本当にありがとうございました。今ですね、 のGさんですか、ご質問いただいた事に関しては、お答えする準備は、十分できております。あの私どもは、といたしますのは、えっと今、先程ですね、Cさんの方から、総務委員長に対してご意見がございましたので、それを、あの総務の方のまあ私はあの、注釈しますけれど、そのCさんの、そのお話の中で、陳情の2号、3号、4号があるじゃないかと、それを、いわゆる行政の中の問題なので、それに対して、どうしているんだ、という事のお話があったので、その辺に関しましてですね、ちょっと、2、3、4が、文教に関しての事なので、申し上げますけども、まずですねえ陳情の2号に関しましては、子供子育て新システム、という事なんですけど、その件に関しまして、ちょっと時間があれなんで、要点だけ申し上げますけれど、まず、前提条件として先程、議運の押尾委員長の方からお話がありました様に、そのまずですね、陳情が出るとその陳情の内容に関しては、陳情者の言われてる事を要点にして、審議がされてるんですよ、それが多いんですよ。それでですね、私はそれはちょっと問題があると、要するにその、そもそも何の何が問題かと、だから今、陳情のその2号に関しますとですね、子供子育て新システム検討会議に関して、これはあの、不採択でございます。で、その不採択のまあ、主なあの、内容に関しましては、議論に関しましては、これはあの、いわゆる7月に中間の取りまとめが出来ているところなので、まだ、その中間の案なので、まだそれに対しては意見は言わなくていいんじゃないかという、まあそういう意見もありました。ただですね、問題は、その内容がですね、要するにその時代に逆行する様なものになるかどうかという判断で、ちょっとまあ、私は資料が、今あのいっぱい、こう有りますんで、その読んだ中で、その陳情者が結論付けるような内容ではない。必ずしもそういうようには言えない。したがって、私はこれは不採択にしたんです。ですからあの、それぞれに委員長さんに聞けばですね、あの皆は、その意見がありますんで、今、その3号に関しましては、その陳情3号に関しましてはその保育所の設置基準に対して、その問題なんですけど、佐倉市はですね、原則、県基準に準ずる様になっておりまして、県、県が条例化しても、独自の、その上乘せってのが可能なんですよ。ですから、そうじゃないように、この陳情など書いてあるから、そうすると皆さんがいわゆる、内容だけを、その具体的な全体を見ないで、要するにその陳情の内容だけで判断されると、そうすると何を清宮言ってるんだと、というような話になるんです。特にですから陳情第4号の問題はその公設公営保育所にですね、要するにそのもっと国から金を出せっていうような事を、いう話なんで、それでその、いろんな事をいったり、その、まあ、保育の充実を図りなさいという様な事に関しては、これは誰が聞いたってそれ当たり前じゃないかと、で、ところがそのまず、そのこの陳情者がですね、まあ、私が反対したのは一貫してですね、まあ、これはね、その、今あの委員、常任委員会ってのはね4つなんですよね、でそ

れで議員はその28名ですから、「 $7 \times 4 = 28$ 」で全部委員会は7名なんでね、7名からなっています。そうすると委員長がいますから、要するに採決をするときは6人なんですよ、その6人だから3対3になる事はしょっちゅうあるんで、特に文教委員の私のところはしょっちゅうあるんで、それで、ですからその、今、この公設その公営の保育所の問題に関しては、私がこれは反対したんです。いう不採択にしたんです。で、ならばそうすると今、このままですと当然当り前じゃないかと、でしかしですね、この陳情者は同一の陳情者なんですよね、同一の陳情者で要するに、そのいわゆる国からの、その補助金等に関しては、地方自治体に自由にその使えるようにすると、そういう陳情を一方でしておきながら、今度はその、この問題に関しては公設公営でその限定してやれというのはね、ちょっと矛盾しているんじゃないのと、それはだから私の意見ですそれは。あと、多くの文教の中での意見は、公設その公営の、要するに公の保育園だけの問題に取り上げるんじゃないかっていう意見があって、それであの反対の方もいらっしゃった。ですからそういう経緯があります。ですから、あのとにかく今あの議員の皆さんあの、一生懸命やっていますので、ところがその私みたいに文教に関しては今、2、3、4号しかお答えできません。そういう事情でございます。それで私の判断も間違っているかもしれませんが、もしあれだったらどうぞ他の委員長さんに聞いて頂いて、それでその議論してますから、で、その議論した結果としてこうなっていますのであの、お聞きになって頂きたいと思います。あとまた別の意見に関しては、あの次の質問意見交換会がありますので、その時にまたお話出来るんで、今、この出た問題しかちょっとね、お答えできませんので、これでお許し頂きたいと思います。以上です。

司会者（柏木恵子）

申し訳ありません。本当にあのお時間が来てしまいまして、あのご質問はある方はアンケートの裏で後ろの方に、えー、時間の方のご要望ありますので、こちらに書いて、あの、あとで提出して頂ければと思います。本来ならもう今、意見交換会に入る時間帯になってしまいましたけれども、ここで一旦中座を致しまして、10分の休憩を取らせて頂きまして10分後に意見交換会をずらさせて頂きたいと思います。どうぞ、宜しくお願い致します。ご静聴ありがとうございました。

〔休 憩〕

4. 意見交換会

司会者（冨塚忠雄）

では再開をします。司会をさせていただきます私は、広報公聴委員長の冨塚と申します。宜しく願いいたします。

これから意見交換会をするわけでありますけども、特に次のように心していただきたい訳であります。意見交換会は市民が関心を持つテーマについて意見を交換すると。ここでのテーマは議会活動や市政全般を対象とし市民の質疑、提言等に対して市民と議員が意見を述べ合う形で実施するものでありますので、そのように解釈してほしいと思っております。なお発言については当該テーマに意見等持つ議員が行い、当該議員の個人的見解であっても可とする。そういう内容で意見交換会を再開したい、と思っておりますので宜しく願いいたします。ただ閉会の時間ですけども先ほどの前段での議会報告会が延びましたので、若干 10 分延ばして 16 時 10 分を最終にしたいと思っておりますので宜しく願いいたします。それから先ほどの中でも野次とか拍手の類とかありました。これは実は避けてほしいと思っておりますので、真摯な気持ちでお互いに聞きながらという形をとっていきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。それでは意見交換会を始めます。宜しく願いいたします。はいどうぞ。

質問者（H氏）

のHと申します。前半のときにご質問をしたほうが良かった、と思うのですが。私、財政支出の生産性と効果ということに関してお尋ねいたします。平成 23 年度の予算の執行に当たりまして、諸々の事業計画の実施によって市民にもたらす経済的満足度がどれだけ増加するかということ、総合的に金銭に推計し、評価するということは財政支出をする際の検討する際の基本的要件と私は考えます。すなわち公共支出が民間消費に与える効用が事業を実施する前とその後です。どのように変化するかということ、逡減的に推察しまして公共投資の成果に伴う社会的便益を事前に検討すること、でございます。

しかしながら、その行政の経済行為に関する成果を客観的に評価することは、民間企業と異なりまして、利潤の動機や受益者負担の原則が成り立たないために、適切に行うことが一般的に難しいということ、しばしば避ける傾向にあります。

確かに考えますと採算に値しないサービスであっても、公共の福祉とかのために行政が責任を追うべきものたくさんあると思います。しかし行政が行うものは何でも公共の福祉という大義名分で片付けてしまう危険性が多分にあります。これが大きな問題点と私は考えます。これを回避するためにも行政の責任の範囲や事業執行の行政に関する意思決定の際には、その行政サービスの受益メリットと負担コスト等、的確に評価し比較検討することにより行うべきであるというふうに私は考えます。

よって、行政の手前味噌のバイアスを消費させないためにも事業執行に伴う財政支出の合理性を市民の目線で容易にチェックできる、納得が行く形での説明を求めるべきであると考えます。

そこでですね。このような今申しましたような観点から今年度 23 年度の予算執行約 433

億ですか。にあたり次の四点の包括的な費用便益を質されたかをお伺いいたします。

質問されましたが、執行部答弁内容がありました。その内容も合わせてお答えください。また、その答弁に対しまして各議員さんがご意見等ありましたらそれもお聞かせ願いたいと思います。

一つ目、23年度の433億の予算執行に当たり、佐倉市民全体の可処分所得が今後どれだけ増加するというふうか？

司会者（冨塚忠雄）

決算。22年度の予算。

質問者（H氏）

23年度の予算です。

佐倉市民の可処分所得が今後どれだけ増加するというふうにお考えになってますか？

それから二つ、目佐倉市民の全家計の支出所得が今後どれだけ増加するかというふうにお考えになってますか？

三つ目佐倉市登録の全事業者の業績にこの予算がどれだけ寄与するかとお考えですか？また、それが税収効果としてどのようにあがると思いますか？

四つ目いろいろ投資しますと、施設の維持管理費等がまた増えてきます。今年の投資による維持管理費が将来どれだけ発生するか？

この四点において行政のほうにお尋ねされましたら、その数値をお答えいただきたいと思います。

司会者（冨塚忠雄）

いまHさんから質問ありましたが。答えられる方、いますか。

これは23年度の予算についての中身についてどうしたかという話ですよね。だから、基本的には23年度の予算委員会での審議の過程というふうになりますよね。

23年度の予算委員会の委員長さんは

〔「委員会やってないよ。選挙があったからやってないよ。」と呼ぶ者あり〕

司会者（冨塚忠雄）

23年度は実は選挙があったために予算委員会を形成していなくて、各常任委員会に予算を割り振って実は審議をしました。そういうわけでまとめてというのは不可能かなという感じはしております。以上です。

質問者（H氏）

この年度予算の執行に際しまして費用便益の視点から行われていなかった包括的な本格的な検討が行われていなかった、と今私は理解いたします。これはですね民間企業に例え

ますと、多額の年間投資を行う際にですね。

〔「質問しろ。」と呼ぶ者あり〕

〔「質問じゃない意見を言え。」と呼ぶ者あり〕

質問者（H氏）

多額の年間投資を行う際に、企業経営を預かる経営陣が新規事業の投資効果を精査せずに、予算執行を認めるということは考えがたい無謀な経営であります。

そこで公共投資の施策の経済的な意義を評価する場合に、供給面の長期的な効果を重視するか、またはその需要面における短期的な効果を重視するか、それは別にしまして。公共支出の拡大による将来の便益効果を納得のいくものでなければ、当たり前のこと何ですけど、そういう意味で、この事業計画の将来効果を推定評価してその執行状況と結果をフォローアップして、結果との差異を測定しその問題点を是正するという、この改善に生かすという一連の経営管理のプロセスの基本が脱落している。やってないということ大きな問題だと思います。市民の代表者として執行機関の市政運営を監視評価するという議会活動の原則を強く自覚、認識されまして市民の負託に十分こたえられるよう責任ある行動を願ってやみません。

答弁者（清宮 誠）

貴重なご意見本当にありがとうございます。うちの市長も民間の出身なのでたぶんご意見が合うのではないかと思いますが。今ね、ちょっと誤解があるので、司会者は、今回選挙があって予算委員会でなくて常任委員会でやりましたということなんで。予算を作るとき何もしないでやったわけではない。要するに仕組みが違いますよということを説明したので、何も設定しないで予算組んだとか。そういうことでないんですよ。説明の仕方が悪かった。それと民間の基準、メルクマールの基準と行政の基準が違いますから。ですから、その行政の事業の中で利益を得るといようなことではなくて。実際に市民にどれだけ福祉ができるかということで、そのような形での、その観点から予算を組んでいますので。あとですから22年度の決算に関しての問題ということであれば、それはまた数値的にはお話できるかもしれませんが。今おっしゃられたように23年度の問題に関しては、われわれも答えられないだけでなく。執行部も今は答えられませんよ。ですから、ちょっと、いま非常におっしゃられた視点は非常に重要な点なので、我々も必要なものとして今後検討することは、それは約束できると思うのですが。今のご質問に対しては誰も答えられません。ですから前提の勘違いしたものと一緒に議論できませんので。あとで財政問題に関しては、ちょっと、ゆっくりさせていただきたい。これで勘弁していただきたい。

司会者（冨塚忠雄）

時間の関係があるので簡潔にお願いします。どうぞ

質問者（B氏）

のBと申します。先ほどご質問したのですけれど。お答えがなかったんですね、道路問題。先ほど新町の関係、500メートルこれがまあ舗装が不完全なためにですね、自動車に乗っていても、ガタガタしている状態、いつ頃解決できるのか？それだけです。質問は長いのはですね、あまり良くないです。

司会者（冨塚忠雄）

建設常任委員長でも、ちょっと、なかなかと思うのですけどね。

建設常任委員長（岡村芳樹）

地区の議員だったらわかるんじゃないですか。

司会者（冨塚忠雄）

そうですね。だから、予算の執行の話ですから、これにつきましては、できれば行政側にお聞きしていただいた方が一番確実だなと思います。それから地元の議員さんには多分いろいろな報告、話がいていると思いますので。地元の議員を通じてお世話になった方が確実だなと思います。

全般的なことなので、なかなか該当しなければ答えにくいということありますので、ご了解願いたい、と思っております。

質問者（I氏）

のIです。

まず司会者をしかりたいと思います。あの、さっきですね質問の時間に意見を言わせて、意見の時間に質問を受け付ける。これナンセンスです。ちゃんとこの時間は意見ですから、意見だけ受付けてください。お願いします。それと意見の時間はほぼ1分位にして下さい。私も1分だけ言います。いきます。

まず、正しい言葉を使って下さい。議員の皆さんは「させていただきます」これ止めてください。致します。自分の言葉で、あなた方の背中に悪魔がいるのですか。その悪魔の命令を聞いて答えて話しているように見えます。「させていただきます。」は良くないと思います「致します」。

それからですね。市の財政は限られています。ですから市民におもねすぎではいけない、と思います。皆様方はたった4年間の短期寿命症候群。ですからですね、次の当選を、専ら考えて、長期のビジョンに欠けやすいです。そういう症状があることを知ってください。その上で役目を果たしていただきたいのですけども。支出が増大、拡大しすぎないように絶えず考えてそして繋いで、市長に文句を言うと。こういう義務を忘れてはいけないと思います。

3番目。放射能ですけども、日本の放射能基準は、ヨーロッパ基準に比べてきわめて、厳しすぎます。5倍位、まあいろいろありますけれども、これはですね日本が住めなくな

ってしまいます。そういうことを踏まえて皆様方のご提案、そして市の対策をお願いしたいと思います。以上です。

司会者（冨塚忠雄）

これは、あの要望ですので、それぞれ議会の中で反映する。

先ほど議案の質問なかった方を優先的にさせていただきたいと思います。じゃ、そちらのメガネをかけている方、黒い服を着た方。はい。

質問者（J氏）

ちょっと座って失礼します。 のJと申します。

私のほうからは皆さんご存知のとおり、地方分権化が進み、地方議会の役割が非常に重要になってきております。もちろんチェック機関としての機能は重要なんですが、立法であるとか、政策立案ということも必要になってきております。

それはそう言葉で言うほど簡単ではないと思いますが。これまで議員提案というのはどの程度行われてきているのか、お伺いしたい。

もう一つは提案を増やす活動をされているかということ。

最後に、私はここ2、3年議会を傍聴してきておりますが、やはり我々としては、ある種の緊張感を持って、いい意味での緊張感を持って対していただきたいのですけれども。どうも、そうではないようなケースも見受けられます。やはりこれは結局行政におもねるような形というのはあのけっこう自分たちを墮落させてしまうことにもなります。この点は是非、これは要望として、お願い致します。以上です。

司会者（冨塚忠雄）

はい、ありがとうございました。

一つ目の議員提案を何本したかについて。これも考えているかについては、これからの事ですから、言えませんが、そういう意見があったということではお聞きしたいと思います。次の方、では、向こうの白い方。はい。

質問者（K氏）

のKと申します。あの議会改革でちょっと二つお願いと、それから傍聴で一つお願いがあります。

議会改革のほうに関しましては、市のほうには市長の窓っていうのがあって、そこでインターネットでどんどん要望送れるのですね。ですから議会のほうも、今のホームページでは残念ながら何も無いのです。ですからどういうふうになるかわかりませんが、押尾さんのほうでね。どういうふうにやったらいいのかという事を考えられて、そういう物を設けて下さい。というのは今日の話多分ほとんど皆言いたくても何も言えないような状態で終わっちゃうと思うんですね。できればそういう物を常設として用意してください。

それから、もう一つはですね。私、前から議会改革委員会に何回か出ていたのですが、

多分四回目位の時だと思いますが。あの「インターネット放送をやります。」ということで事務局の人と、その当時は森野さんが多分委員長だったんですね。で、あのいろいろ議員の人たちと話をしている、お金がいくら位かかるとか、かなり詰めた話をしていたんですけど。その翌会の議会改革委員会に行ったら、でいつの間にか基本条例に変わったのですよね、話が。それで、もう私は行かなくなってしまうんですけども、いったいそのインターネットの放送はどうなってしまったのか。やはり、いわゆる市民に対して公開してくれるのであれば、あの296のように短期間で2回位しかやってくれないんじゃないかなってですね。しかも、あれは編集されてしまっていますから。だからインターネットのように、いつでもどこでも見れるようにしてほしいのです。というのは海外にいた時に、あの時大野さんが県議だったのですけど。ちゃんと日本の放送が見られるのですね。ですからどこでも見られる。そういうような事で、是非とも、この話は途中までやっていたわけですから、やって欲しいということ。

それから傍聴に関しては特に委員会と予算委員会、決算委員会ですけれども、私は今回欠席させてもらいました。ていうのは何ていうか、資料をですね、非常に不備な資料しか傍聴者にはないのです。それで議員の人にはどれだけの資料が行っているかよく分かりませんけれども、しかもその資料をもって帰ってはいけないんですね。で予算委員会は先ほど言ったように三日とか、私に言わせれば少ないと思うんですね。本当は400億の予算だったら、少なくとも1週間はかけてね。みっちり言い合っただけいいんですけど。まあそれはそちらのほうのことですからどうしようもないのですけど。ただ傍聴している人はそれをもって帰れないから、また翌日来て見るわけですね。それぞれの会で違うのですけれども。ですから、こういうのもできたら、やっぱり来る人にですね。なんていうのですか、やっぱり持って帰れるようにしてもらえるといいなというのは。ていうのはある審議会、懇話会では以前は持って帰れなかったんですけども。今は全部持って帰れるようになっているんですよ。あの産業振興委員会の懇話会とかね。そういうのは、もう持って帰って宜しいという事で、持って帰っているから見れるんです。でも今はそういう訳で、そういうことでできたら、そういうのをですね市が言うべきなのか。議会が言うべきなのか。私は知りませんが、是非とも議会の方からも言って欲しいということ。以上です。

司会者（冨塚忠雄）

どうぞ名前を

質問者（L氏）

今、議会改革のことが話題になりましたけれども、佐倉市議会がこの間積極的に議会改革を進めて今日の議会報告会、意見交換会実施など。失礼、のLと申します。県内自治体の中でも改革のトップランナーの一つになっている、という事に関しまして、議会改革を求めて活動してきた一人として敬意を表するものです。

そこで議会基本条例を具現化して、いっそうの改革を進める為に、次の大きな二点について実現を要望いたします。

一つ目は討議に関してです。市長提出議案の審査を行う際、議員間の合意形成に努めるための自由討議の実施ということが基本条例にも謳われております。これの早期の実施をお願いしたいというのが一つ目です。

二つ目は公開説明責任に関して、ちょっと細かくなりますが、6点です。

1つ目は、議会議案会議資料の本会議上程前の市民への公開をお願いしたいなと、思います。本年、一月現在で、市レベルでだいたい38%の市がすでに実施しております。ですから議会改革先進市としては是非ともお願いしたいなと思います。

2つ目は今のKさんの発言とも重なりますけども、本会議傍聴者に議員と同じ資料の閲覧を可能にさせていただきたいなと。委員会のほうでは見せていただけるようになりました。不十分という話もありますけども、前進だと思えます。本会議での審議の中では見れないもので。十分議論になっていることをついていくことができません。そういうことで閲覧を可能にして欲しいなと。

3つ目は本会議の傍聴環境の改善という事に関してです。議員さんも傍聴席に一日座っているとどういう状態かお分かりいただけると思えます。大変つらいです。4日間傍聴しますと非常にエネルギーを使います。予算の問題もあるとは思いますが、もう少し、快適にならないかなと。とりわけ困るのがスピーカーなんですね。十分聞こえません。議席ではどうなのか分かりませんが、ちょっと私、耳が悪いこともあるのですが、非常に聞きづらくて、難渋しています。ですから、喫緊の課題として、是正をしていただきたいなと思います。

4つ目は常任委員会の傍聴に関して。委員長によっても違うのですが、一度入ると尿意を催しても、出るともう入れないという委員会がございます。年寄りも私も含めて多いもので大変つらくございます。傍聴の議員さんは出たり入ったりされています。おそらく議事進行を邪魔しないという趣旨だろうと思いますが、それはマナーの問題ですので是非とも、生理現象は認めて欲しいなというふうに思います。

5つ目は今のKさんと同じですが、インターネットでの本会議での動画記録をいつでも見れるようオンデマンド配信して欲しい。ずっと議論されているはずですが、いつまでというのが聞こえてきません。是非そのへんをお願いしたいなと。

それから、6つ目は委員会の会議録の早期公開です。非常に遅いんです。見たいと思ってもかなり時間が経たなければ見れません。予算人員にかかわることではございますが、できる事からまずやっていただきたいなということで。今たくさん申し上げましたけれども、それぞれに対する議会の見解とそれから「現在ここまで進んでいるよ」というのがありましたら。それについてお教えていただけたらありがたいと思います。以上です。

司会者（冨塚忠雄）

えーと議会改革推進委員会の方で答えられるものはありますか。

議会改革推進委員長（押尾豊幸）

ちょっとお答えにならないかもしれませんが、今回改選となりまして、議長の諮問機関

ということで、前回やりました議会改革推進委員会を継続するような形で今、議会改革推進委員会を設置しております。全てをいっぺんにやるというのはなかなか難しいものですから、いま議会改革のほうでは予算決算の今まで通りの特別委員会方式の見直しという形で審議をしております。Lさんも傍聴に来られておられるので内容はご存知かなと思いますが。そういう形で1つ1つ片付けていきたいな、見直していきたいなと思っています。

Kさん、Lさんからお話がありましたものを参考にさせていただいてですね、とにかく今、一つ、予算決算委員会のものが終わりましたら、また次に進みたいと思いますので。その時点でどれを取り上げて見直すか。またあの検討は致しますけども皆様のご期待に応えるような形で、改革を進めていきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

質問者（L氏）

進んでいるものはありますか？

議会改革推進委員長（押尾豊幸）

資料の関係になりますと、予算的な問題もちょっと出てきますので。とりあえず今、常任委員会関係ですと、その皆さんに閲覧する資料を今まで3部だったのを5部に変えたとか。そういうのは細かいというか、そういうすぐ可能なものに関しては変えていくような形はとっております。

司会者（冨塚忠雄）

はい、じゃあの、女性の方

質問者（M氏）

ありがとうございます。のMと申します。10月23日の広報特別臨時号が出ました。ここで放射性物質除染計画を策定したとあります。ただし、これからもう20日ほど経っていますか、19日経過していますが、昨夜ホームページを見ましても、実施がいつになるのか除染計画がどういうふうに具体的に動くのかというのが全く出されておられません。

ところが、「もう始まります。」というような議員の、個人のチラシも配布されているのですが、このようにわざわざ特別号、臨時号まで出して市民を安心させるお気持ちであろうと察しますが。その具体策が分からない。まあ花火を上げたけれども、その花火がどこに行ったのかという、そういう疑問を持っております。是非、子どもを持つ、子どもを生んだ親、また今、子育て真っ最中の親御さんにとっては大変一番関心のある、不安な状況に置かれているのではないかと思います。以上です。

司会者（冨塚忠雄）

さっきの方、どうぞ

質問者（N氏）

すいません。お先に。 のNといいます。放射能測定の方法について、是非あの議員の皆さんで検討してもらいたいと。佐倉市広報の最新号で平均値、最大値、それから定点観測と三つ出されていますけれども、私が測定している現場を見たかぎりではですね、政府と同じように空間線量で公表しています。皆さんも少し知るといいと思いますが、空間線量というのは測定器の筒があるわけです。それを空气中、水平にこう測るわけです。定点観測というのは方角を測るらしいです。5方向くらいですね。

私が疑問に思うのはですね。先ほど、放射能のレベルのことで発言しましたがけれども、空間線量じゃなくてですね。空間線量というのは空气中に漂っているごみか植物、壁。建物についている放射線物質から放出されている放射線を測定しているんです。水平にこう見ているんです。肺から入るのを一番恐れますから。でも現実はですね。水平にこの測定器を向けるのではなく、地面に向けるべきなんです。

定点観測というのであればですね、この筒から何平方メートルの放射能、測定範囲の放射線を測定すべきか科学的に計算できます。それは30年間なら30年間測る。長期にわたって測ると。そのレベルがですね。空間線量よりも、地面に向けるとレベルがすごく上がります。小さいお子さんは地面からの放射線をたくさん浴びているということです。それは実際にこう向けるとすぐ分かります。私も市の職員に地面に向けて測ってくださいということをお願いしました。で実際に詳細測定をやる場合は、測定員が測定器の口をこう対象物に向けてこう測ります。当たり前なんですね。公表されている数値はすべて空間線量です。ですから平均値が皆低く出ます。

〔「短くお願いします。」と呼ぶ者あり〕

質問者（N氏）

はい。というわけで放射能測定方法について議員の皆さん測定して、長期にわたるデータを把握する方法をもう一回考え直してもらいたい。それを公表して欲しい。それに基づいて対策を取って欲しいと。そういうことです。

司会者（冨塚忠雄）

先ほどの発議の、議案で質疑なかった方を優先的にしたいと思いますけど。

質問者（ 氏）

の と申します。あの私は議会に対する要望です。意見というより、要望ですね。

今回の選挙でかなりの新人の方がですね当選してこられました。それは大変いいこと何ですが、議会を傍聴してましてね、もうちょっと勉強してきた方がいいのではないかという議員もかなりいます。

なぜかという、今、質問の仕方も一括から個別になってきましてね。それはなかなかいいんですが。これはどうなっていますか、どうなっているんですかと、事前に市の職員に聞けば分かるような質問を議会のところで質問する人がいるんですよ。そういうことを

長々やっているとは傍聴に行っている人間もあまり面白くないんですよ。もうちょっとそのことは市の職員に最初に質問をしておいて、このもうひとつワンステップ上の私ならこういう質問をするんだとかね。そういう、もうちょっと市民レベルが興味を持つようなあの議員になってもらいたいなと思いますので。このへんのところを新人議員に関わらず、ベテランの方もよく配慮してやっていただきたいという要望です。

司会者（冨塚忠雄）

議員全員いますからちゃんと聞いていると思います。じゃ次の方どうぞ、ではチョッキの方。

質問者（P氏）

ありがとうございます。 のPと申します。今までかなり難しい質問がかなり、いっぱい出てきました。私、初歩的なですね簡単な質問をしたいと思いますので宜しくお願いします。

実は本会議ですね、決定された事項の重みについてどのように考えておられるのか。実は今日はですね森野議長にお伺いしようと思ったんですが、おられませんのでですね、できましたら山口議員、副議長にお伺いしたいと思っておりますけども。

今、原発事故についてさまざまな問題が山積して、また進行中であることですね。実は先月ですね、10月20日にですね福島県議会ですね。福島県内で全ての原発の廃炉を求める。という請願が賛成多数で採択されたということは皆様ご存知だと思うんですね。

これは原発立地県で初めての採択だったそうです。このことは少なくともその県民の代表である県議の方が市民に対してですね、原発の廃炉を約束したということだと考えてもいいかと思うんですね。原発の影響についてはですね。佐倉市においても3月の時点でですね。柏井浄水場からの取水制限ですね。改めて井水のありがたさを痛感したと思うんですね。

ちょっと調べてみたら、その意味で佐倉市議会がですね。平成15年の2月の定例議会ですね。「新たな水源開発は不要である。ハッ場ダムの事業の見直しを求める意見書」というのを賛成多数で採択しているんです。これは、やはり先ほどの福島県議会と同じように、市議会が市民に対してきちんと約束したものだということに理解しております。理解していいのではないかと考えています。ところが、これ6月議会のまあ議事録、たまたま8月議会の議事録もらってますね。手元にあるんで。まだよく見ていないんですけども。6月の議会ですね、補正予算の中で1,370万円の予算が負担金がまたここで賛成多数承認されているんですね。しかも何か22年度までですね。お話というか、議会の議論の中で、負担金が5億円も拠出されているという事実が話しが出てました。あの当時の議員さんが大半代わっているんですけどね。幸いなことに中村孝治議員ですね。それからその時の議長さんがですね。それと現議長さん、先ほどの森野議員もおられます。今議会の重鎮でおられます望月議員、それから桐生議員、押尾議員、清宮議員ですね。それから請願者でありましたその冨塚議員なんかもおるんですけども。あのハッ場ダムの水に切り替えるとい

うのはですね。少なくとも先ほど言いました井戸水から安全な水を切り替えるという。安全な水をやめてですね。特に割高なハッ場ダムの水を導入すると。30%くらいから80%くらいアップするという話が出ています。これは置いておくのですけども、私の知る限り議会としてですねその後ハッ場ダムを推進するという議決がなされていないんですね。にもかかわらず、こういうふうに議会でハッ場ダムに関する負担金ですね。ずっと出て行く、というのはですね。これは議会の議決の重みをどのように考えているのでしょうか？私は全然その理解しにくいところ何ですけれどもね。これについて一つちょっとお伺いしたいと思います。宜しくお願いいたします。

司会者（冨塚忠雄）

答えられる人。副議長お話ししますか？

副議長（山口文明）

貴重なご提言としてどうもありがとうございます。詳しい回答が答弁できるかどうか不確かでございますけれども、あの議会で決議された案件がどのようにフォローされているかということが一つと、ハッ場ダムにとんでいきましたけども。私ども、あの議会あるいはその行政というのは常に動いておりますのでね。かといってこころ変わるわけではないですけれども。ですから、15年度の予算の云々で、今回がどうのといわれましても問題はなかなか解決しないと思うんですが。まず水の問題は柏井浄水場行ってまた佐倉に戻ってあの供給されておるんですが。その中で湧水というか、地下水も最近はですねあのふんだんにまだ湧いていると地盤沈下もおさまっているという刻々と変わってきておりますしね。それから、先ほど出ましたハッ場ダムの問題については。これ単に市のあれで決まるわけでもございません。国、県ですね方針があって、流れがあって、それにこう合わせてですねやっていかなければいけないということがございますのでね。一概にはそういうふうな1千何百万が高いのどののということは言えない状況なんですよ。そういうことでですねそういう面ではご理解いただいて、そりゃ無駄なハッ場ダムという意識もございませぬしね。いやなにかあれば今後大変だよ。という心配もありますんでね、そのへんは市単位ですね。なかなかできないという苦痛のところがございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

司会者（冨塚忠雄）

あの、もう時間が過ぎているので。

質問者（P氏）

それではですね、それであれば本議会できちんとハッ場ダムを推進するという決議をした後にですね。具体的な行動を起こしてもらいたい。その辺がですね、はっきりしないまま不透明な形でやるというのは非常におかしなことだと思うんですよ。議会の権威というものも。

司会者（冨塚忠雄）

あの、わかりました。そういう話しがあったということをもた議長のほうに反映しておきます。

えーと、じゃ後何人いますか？あと3人、4人。

〔「すぎて発言しているんでしょう。注意しなきゃだめだよ。後で報告でいいでしょうよ。」と呼ぶ者あり〕

司会者（冨塚忠雄）

時間があの一、あれなんで、簡潔に1分以内で終わらしましょう。じゃ前の方からどうぞ。

質問者（Q氏）

のQといいます。あの議事録がいつも遅いということを言っている。時々話しに出るけれども、それで途切れてしまう。それでみなさん議会の皆さんは、議員の皆さんはこのルールはいつまでしなきゃいかんというふうに、皆さんは理解しているのだろうか。それがないと執行部に対しても押しが利かない。それで、速やかにとかいう言葉であれば答えになっていないので。皆さんはそれについて、きちんと数字でね。執行部のほうに対していつまでと言うのを。できる、できないは事情があるかもしれませんが、目標をはっきりさせて進むべきではないかと思います。後ほど、これについては別の機会でもあの答えをお願いしたい。

それから、次に、えーと財団法人で「さくらみどりの銀行」についてお伺いしたいんです。公園緑地課に聞きますと、この団体に対してはかたくりの保護かたくりの保護のために。年20万円の委託事業をしているということです。一方、この程度の事業委託のために佐倉市が2億円の出資をしていると。これはまた不思議な話しです。さらに、この団体が、4億円の投資もしていると。これはみなさん決算委員長なりですね決算の関係の方なり、どのように配布しているのでしょうか。議会ではさくらみどり銀行についてとりあげたことがあるのだろうか、ないのだろうか。決算委員会ではどのようにしているのかというのを今、聞きたいところです。今日でなければ、文章でこの今日の議事録を作るときに乗せといてほしい。

最後です。さくら会の代表を務める議員さんから、市議会の改革と皆さん市民が一生懸命になっているんですけども。それで皆さんが検討したことについて、さくら会の皆さんに文章を配って「こういうふうに検討してますけどどうでしょう。」と意見を出そうとしたら、さくら会の代表の方が、「いや、さくら会の議員にはそういうものを配っちゃ困る。」という意見が出たと聞いているんです。

司会者（冨塚忠雄）

さくら会の話しですからさくら会のほうにしてください。

質問者（Q氏）

しかしすぐ終わります。すぐ終わります。これはしかし、今日の議題のですね市政や議会運営に関わることを対象に意見交換することになっていきますから、そういうことになってますから。そうですか。

司会者（冨塚忠雄）

それはQさんと会派の中でやってくださいよ。

質問者（Q氏）

これは、議会の問題でもありますから、こういう粗末な意見をそのまま私たち市民は聞き逃していくわけにはいきません。こういう代表の方がですね。自分のグループに対してこういう意見を配っては困ると代表の方が本当に言ったんでしょうか？以上で終わります。

司会者（冨塚忠雄）

質問を打ち切りますよ。

〔「答えを議事録に載せてください。」と呼ぶ者あり〕

司会者（冨塚忠雄）

じゃ後ろの方どうぞ。

質問者（R氏）

いいですか。 のRといいます。休みの日にみなさんこんな会を開いていただきましてありがとうございます。

さきほど前半の部分で村田さんと清宮さんが陳情とか、議員発議案件に反対されている理由をおっしゃっていただきました。理由は分かりましたけども、でも提案者からすると0点になっちゃたんですね。だけど、一步でも前進することできないんですか。もう少し、この点がなければいいんだがな、村田さんもここが国有化というのが問題だとおっしゃいましたよね。だから、そういう点を取り下げてでも、一步前進できないのでしょうか。皆さんで議論してください。

であと、社会の中でみなさんいろいろ言われてましたけど、言われてないのが、少子化の問題と教育があると思います。佐倉でできることないですか。たとえば、少子化については、この前何の発表か忘れちゃったけど、お子さんを産む女性、一生の間に何人生むか。一人に近づいたちゃった。ちょっと減っちゃった。と報道を耳にしました。今保育園あるいは待機児童減っていますよね。けども、少子化に歯止めがかかっていないのではと気がします。もっと厚生労働省によりますと結婚しない人が増えていますよね。みんな結婚できるようにしてください。佐倉でできるためには。あの、これは極端なんですけど。けどちょっと考えてください。例えばですね、公務員の人今5日間働いていますよね。週4日

制とか3日制にできないですか。給料浮かしますよね。その分空いた日を街に出ているんな意見を吸い上げてください。それから、浮いた人件費を若い人に与えられないですか。若い人はお金があれば、きっと結婚できます。結婚をすれば子供を生みたいという人が、アンケート、厚生労働省のアンケートにでています。ですからそういうのを佐倉市だけでもできないですか。

〔「オランダでやってます。」と呼ぶ者あり〕

質問者（R氏）

たとえばフランスとか北欧は合計特殊出生率2に回復しましたよね。そういうのは何かできると思います。

それから教育に関して、この前千葉女子高校の学力向上。何か名前を忘れてしまいました。そこに出てきました高校の先生、高校生の学力の低下すごく身にしみて感じておられます。で最後に県の教育委員会の方がおっしゃたことは私すごく感じました。私が出た分科会は理科の教育に関して何ですけど。小、中学校、小学校ですね。小学校の教員の方は文科系の世界だっているのです。理科教育なかなかできない。もっと、佐倉でできる事はですね、私が考えたのはあの小、中の交流ができないですか。近くにありますが。染井野とかありますよね？それから山王、近くにありますが、もっと交流することできないですか。佐倉市だけでもできると思います。それをモデルにして、少し広めることできないですか。そういう事もちょっとご提案していただければちょっとは変わるかもしれません。是非ご検討ください。お願いします。

司会者（冨塚忠雄）

じゃ最後です。さっきの手をあげた人だけにしたんだけどね。

だからあと二人。お願いします。どうぞ。その後ろ。女性の方お願いします。

質問者（S氏）

から参りましたSと申します。先ほどの方、せっかく何度も手をあげられているのに申し訳ありません。

地方統一選挙でだいぶメンバーが変わられて、議会のほうでも新しく取り組まれてる方いらっしゃるのです。しかも、謙虚な方が多いということをお見受けします。というのは、議会のほうで提案をした条例作成に向けて取り組んだことはないのか。先ほど市民のほうから意見が出ましたけども。ご承知の方既にいらっしゃると思います。昨年度、経済環境常任委員会で以前委員長してました入江晶子議員が地下水保全条例の制定に向けて、超党派で取り組もうという事で。佐倉市の地下水を守りたいという事で取り組んでいました。それが仕事として、しっかりやってきた事だと思いますので。ぜひ覚えておいて頂きたいと思います。それからもう一つ、先ほどの議員の方からの意見何ですけど、八ッ場ダムに関しまして国の方針、地方の方針があるのでという、ご意見がありました。私たち佐倉市に住んでおりましてまさに地方分権の時代で八ッ場ダムができてしまうと、佐倉市の水道

水が1.5倍に跳ね上がるという事を皆さんご存知だと思います。議員の方はしっかり、そのことを頭において先に決まった議会の提案をしっかり遵守して頂きたいというふうに思います。何しろ、川の水が強酸性水ですから。吾妻川の水源が強酸性水でそれを中和するために石灰を混ぜてそういった予算も含まれる。まずくて、そして高い水を私たちは飲まなくてはならないという事を。よく議会としても再度認識して頂きたいと思います。議会で、出来ることいっぱいあります。議会はとにかく決議を遵守して頂きたい、と思います。

それから、もうひとつ細かい話になるのですが。毎年、決算の常任委員会のときに質問時間がたった7分とかいう。そういう、しかも執行部の方の答弁が返ってきてそれ合わせて7分間何ですね。ひとりの持ち時間が、で次の予算を決める大事な決算の委員会であるはずなのに、そんな短い時間で市民の意見を反映させられるというふうに思っているのでしょうか？もう少ししっかり質問をつめて頂きたいのです。なので、7分すぐに撤回していただいて、持ち時間制も結構ですけれども、7分にこだわらず。時間をしっかりとって、次の予算に反映させるべく、議論してください。それが要望です。以上です。

司会者（冨塚忠雄）

有難うございました。まったく時間がなくて、すみません。

質問者（T氏）

おおりの質問ですが、辞めるといふ人もいらっしゃいますので、簡単にいっぱいありますけど一つだけ。

中村委員長のほうから、決算、話しについて48項目の事業についてですね。委員会ではチェックした、という話何ですが、佐倉市の場合、事業的に言えば22年度は870くらいあるやに聞いておりますし、23年度、今年度500を超える事業があると。来年また一括法で40か50くらいの事業が増える。という事でございます。

このやつを、審議を十分にしたのかどうかという観点から見ますと、28名の議員の人で、中でこれだけ膨大なことが、どこまでできたのかなという事が市民として率直な感想を持っています。最後に委員長が市民のニーズや市民の利益や行政の効率的な運営とか、職員の給料の問題も話されていましたが、これらの事を実現していくには、果たして、今の議会の運営で十分何でしょうかという事を感じています。

それで、一つ市民から見た市の職員の仕事に対する態度について一つだけ言います。このアンケート調査の中に市議会ホームページでこの報告会を見ましたかという質問が出ています。市の議会の私の見たホームページでみると載っていないのですね。私は電話して、「どうしたのですか？」、「担当者が忘れているのでしょうか。」という回答だったのですね。その後2、3日して見ました。昨日も見ました、出てないのです。こういうような、いわばお膝元の皆様の本当の事務局がね、こういうような事を、情報公開といいますかね。そこまでいかなくとも仕事の一環でやっているような事がね、市の行政の職員がやっているという事は情けないなと感じました。以上でございます。

司会者（富塚忠雄）

はい、有難うございました。まだまだたくさんの方にご意見等伺いたかったのですが、時間がもう 25 分も経過しました。これで意見交換会については閉めていきたい、と思っております。

5. 閉 会

司会者（富塚忠雄）

多くの市民方から質問、意見、要望、提案が行われましたけれども、これらについては議長に報告し、その中で議会として取り上げる必要性のある物については検討する予定になります。

また、今回の内容は市、行政にもお渡して、併せて市のホームページとか、市政資料室に配下する予定ですので。是非とも遅れているということで大変お叱りをうけていますけれども最大限努力したいな、と思っております。

そういうことを申し上げて、今回の議会報告会ならびに意見交換会を終了させていただきます。どうも、有難うございました。